

【令和元年度】 南国市中山間地域等直接支払制度実施状況

No.	集落協定名	交付単価	協定の概要			農用地の管理方法				集落マスタープラン			農業生産活動等として取り組むべき事項						農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項							
			協定農用地面積	交付金額	協定参加者	(1)農用地		(2)水路・農道等		1 集落における将来像			2 水路・農道等の管理方法		3 多面的機能を増進する活動		1 農用地等保全体制整備		(3)C要件							
			・田 ・畑 ・採草放牧地 (㎡)	交付金額 (円)	農業者 (人)	① 耕作 者が 農作 業を 継続 でき なく なっ た場 合に は、 速や かに 農業 委員 会の あっ せん を受け る	③ 集落 協定 参加 者が 協定 内容 に従 って 管理 する	① 協定 参加 者全 員で 泥上 げ、 草刈 りを行 う	② 集落 申し 合わせ 事項 により 定期的 な除草 等の作 業を行 う	① 将来に わたり 農業生 産活動 等が可 能とな る集落 内の実 施体制 構築	③ 協定参 加者そ れぞれ が、作 物生産 、加工 ・直売 等さま ざまな 工夫 により 再生産 可能な 所得を 確保	⑨ 共同で 支え合 う集団 的かつ 持続可 能な体 制整備	④ 農地法 面の崩 壊を未 然に防 止する ため、 集落内 の担い 手の中 心に定 期的な 点検を 行う	① 水路清 掃	イ) 草刈り	ア) 簡易補 修	イ) 草刈り	① 農地と 一体と なった 周辺林 地の下 草刈り 等を行 う	③ 景観作 物を作 付ける	① 農地法 面、水 路、農 道等の 補修・ 改良が 必要と なる範 囲又は 位置	③ 農作業 の共同 化又は 受委託 等が必 要とな る範囲	〈集落ぐる み型〉				
1	成合	8割	46,978	606,256	9	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○									
2	才谷	10割	48,200	843,207	13	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○						
3	土居・宍崎	8割	50,480	715,385	16	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
4	亀岩2	8割	17,330	223,510	7	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
5	上倉	8割	35,676	475,526	7	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
6	中谷	10割	123,229	1,861,953	21	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					
7	白木谷1	10割	163,135	781,318	6	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					
8	白木谷2	8割	15,447	233,973	6	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					
9	白木谷3	10割	30,364	413,982	7		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					
10	白木谷4	10割	53,244	741,515	11		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					
11	下八京	8割	28,768	339,000	8		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					
12	奈路	10割	107,984	1,797,030	18	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					
13	遠郷	8割	19,146	221,098	3		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
14	桑ノ川	8割	26,497	436,332	6	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
15	亀岩1	8割	21,140	329,148	5		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
合計			787,618	10,019,233	143		10	5	6	9		2	13	15		15	15	15	15	15	13	2		5	1	6